省　　令

○総務省令第五十一号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第五十条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月七日

総務大臣　川端　達夫

地方公務員災害補償法施行規則等の一部を改正する省令

（地方公務員災害補償法施行規則の一部改正）

第一条　地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の二を附則第三条の三とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

（平成二十四年度における特別負担金）

第三条の二　地方公共団体等は、平成二十四年度に限り、第四十二条の概算負担金のほか、定款の定めるところにより算定した特別負担金を、当該年度の三月三十一日までに、基金に納付しなければならない。

（地方公務員災害補償法施行規則の一部改正）

第二条　地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（平成二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第三条の二」を「第三条の三」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　　示

○金融庁
財務省
告示第三号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年一月金融庁財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月七日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　滝　実

変更後	変更前
安全電磁センター 東京都世田谷区砧一丁目二十一番二十五号 北関西試験センター　彩都電磁環境試験所 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目三番十号	安全電磁センター 東京都世田谷区砧一丁目二十一番二十五号

二　変更年月日

平成二十四年五月十日

○総務省
経済産業省
告示第一号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十四年五月二十九日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年六月七日

総務大臣　川端　達夫
法務大臣　滝　実
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

1　認定認証業務の名称　ＴＯｉＮＸ電子入札対応認証サービス

2　認定認証業務を行う者の名称　東北インフォメーション・システムズ株式会社

3　認定認証業務を行う者の住所　仙台市青葉区中央二丁目９番10号

4　旧発行者署名符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　DCE0　02D5　D97C　D910　A062　9EC0　FCF7　FCD8　220A　F987

5　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　452F　A231　C22A　A9F1　E6D0　76FA　A8AC　F02D　5AD8　0ADE

6　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　8345　A7EF　F050　55D7　DE58　5D7C　BBA8　905A　6F594957

7　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　8A31　1167　EF37　C4B3　68A2　F7A3　36DD　2B5B　BEE7　B1FE

○総務省
経済産業省
告示第二号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十四年五月二十九日付けで業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年六月七日

総務大臣　川端　達夫
法務大臣　滝　実
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

1　認定認証業務の名称　税理士証明書発行サービス

2　認定認証業務を行う者の名称　日本税理士会連合会

3　認定認証業務を行う者の住所　東京都品川区大崎一丁目11番８号

4　発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　B3C6　8438　C347　0D9A　28C0　FD18　73AD　9EF4　2C74　8FDF

○法務省
告示第一号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年一月法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月七日

金融庁長官　畑中龍太郎
法務大臣　滝　実
財務大臣　安住　淳

バーンホフストラッセ　三十二	
オブ　チャイナ　フィナンシャル　サービシズ　エルエルシーの項の次に次のように加える。	
ミズホ　トラスト　アンド　バンキング（ユーエスエー）　フィフティース　ストリート　百三十五	アメリカ合衆国　ニューヨーク州　ニューヨーク市　ウエスト
ソシエテ　ヨーロペエンヌ　ドバンク	ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ブールヴァール　プランス　アンリ　十九―二十一

「クラリデン　ロイ　アーゲー　スイス連邦　チューリッヒ市

」を削り、インダストリアル　アンド　コマーシャル　バンク

○総務省告示第二百五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の五第二項の規定に基づき、登録証明機関として登録した一般財団法人日本品質保証機構から技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年六月七日

総務大臣　川端　達夫

一　技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称及び所在地